

総務課

花を育てて命の大切さを学ぶ 「人権の花」運動

市は、草花をみんなで協力して育てることで命の大切さや相手への思いやりを身につけてもらうことを目的に、毎年「人権の花」運動を実施しています。

本年度は4月10日～25日にかけて、人権擁護委員26人とともに市内の各小学校をそれぞれ訪問し、20種の花の種と肥料、プランターを児童に贈りました。贈呈式には、イメージキャラクターの「人KENまもる君」と「人KENあ

ゆみちゃん」も登場し、会場を盛り上げました。

今秋には、保護者と地域住民の方々に広くこの運動の周知を図ることを目的に図画コンクールも行います。

児童の皆さんにこの運動の取り組みの様子などを描いてもらうことで、より一層草花に対する思いやり、いたわりの心を育んでもらえるのではと考えています。その作品の展示会を各地域で開催する予定です。



「人KENまもる君」「人KENあゆみちゃん」が登場し、人権の花の協力を呼びかける(八幡小学校)

生涯学習課

民俗文化財・無形文化財編を刊行 庄原市文化財ガイドブック

生涯学習課は、『庄原市文化財ガイドブック―民俗文化財・無形文化財編―』を刊行しました。

このガイドブックはB6判のカラー刷りで、市内で伝承されている国・県・市指定文化財の民俗芸能や神事などはじめ、民俗資料、日本刀製作技術(保持者)などを67ページにわたり紹介。市内の博物館、資料館も併せて紹介しています。

一冊300円で、市内の各書店、生涯

学習課、各支所教育室で販売しています。すでに発刊している「史跡・名勝・天然記念物編」とともに、ぜひご活用ください。

詳しくは、生涯学習課文化財係(TEL 0824・73・1189)まで。



わかりやすくまとめたガイドブック民俗文化財・無形文化財編

梅雨前には 農地・農業用施設の点検を!

市内には古いため池も多く、新たに災害が発生する危険性があります。災害を未然に防ぐために次のことに留意しましょう。

- ① 堤体立木や雑草は刈り取る
- ② 洪水吐や放水路のゴミや土砂は取り除く
- ③ 積み上げている土のうは取り除く(人的行為だと判断された場合は、災害が発生しても復旧事業の対象なりません。)
- ④ ため池の堤体に異常がないか点検する
- ⑤ 洪水吐の角落としては、大雨などの予報が出たら速やかに取り除いておく。

農地・農業施設の災害復旧の対象

現在耕作している農地(田・畑)、ため池、頭首工、用・排水路、農道など

災害の対象となる条件

- ◆ 24時間雨量80ミリ以上
- ◆ 時間雨量20ミリ以上
- ◆ 被災時の河川水位が警戒水位以上
- ◆ 1カ所の工事の費用が40万円以上のもの
- ◆ 農業用施設は利用者が2戸以上のもの
- ◆ 被災農地・農業用施設が、日頃から適正に管理していることが証明できること(日誌・写真など)

地元の分担金(工事着手前納付が必要)

- ◆ 農地 復旧事業費の4%
- ◆ 農業用施設 復旧事業費の2%
- (激甚災害に指定された場合は、2分の1)
- ※災害が発生した場合は、農村整備課耕地係(☎0824・73・1136)または各支所環境建設室・産業建設室へ早急にご連絡ください。※期間が過ぎると対象にならない場合があります。